

	対象工事の内容
<p style="text-align: center;">防災力の向上</p> <p>[住宅への浸水防止 又は軽減を図る工事]</p>	<p>住宅および住宅敷地の開口部への止水板、止水壁の設置工事及びこれらに伴う附帯工事で、住宅の浸水被害の状況を踏まえ、浸水被害を防止または軽減を図る工事であること。</p> <p>なお、店舗、事務所等との併用住宅は、主たる浸水対策が居住部分の場合は対象とする。</p> <p>また、販売を目的とした住宅に止水板、止水壁を設置する工事は対象としない。</p> <p>※止水板とは、金属等の浸水に耐え得る材質で止水板として販売されている製品をいう。</p> <p>※止水壁とは、住宅敷地の開口部等に設置するコンクリート製の壁をいう。</p> <p>※附帯工事とは、止水板等の設置に必要な工事、又は止水効果を高めるために行う工事をいう。</p>